

公 示 送 達 書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達します。
なお、この書類は次に示す場所に保管し、申し出があった場合は交付します。

令和8年6月26日

栃木県宇都宮市長

佐藤 栄一



- 1 送達する書類名 国民健康保険税 督促状
賦課年度 令和8年度（令和7年度） 過年1期
- 2 送達する書類の保管場所 宇都宮市役所 保険年金課

No.	氏 名 (名 称)
1	渡邊 幸史
2	佐藤 樹里
3	AZIZAH WIDYA NURLAILA
4	FEBY NURAINI
5	竹下 昌之
6	平山 勝規
7	秋元 寿基
8	原田 亜依

(注意)

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の3項の規定により、公示した日から起て7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。
改元以降は新元号による当該年度に読み替えてください。